

居宅介護支援 重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 倫尚園在宅介護支援センターが提供する介護計画についての相談窓口

担 当 介護支援専門員 橋本 小幸（介護福祉士）

電 話 093-617-5773（午前8時30分～午後5時30分まで）

3 事業者の概要

（1）支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 者 名	倫尚園在宅介護支援センター
所 在 地	北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号
管 理 者 の 氏 名	橋本 小幸
電話番号（FAX）	093-617-5773（093-618-8455）
事業者指定番号	4070700028
サービス提供地域	北九州市・中間市・直方市

（2）事業者の職員体制

	資 格	雇用人数	業 務 内 容
管 理 者	主任介護支援専門員	1名	事業所を一元管理
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援提供
事 務 職 員	—	1名以上	介護支援専門員の事務補助

※管理者は、介護支援専門員と兼務 ※介護支援専門員の内、1名は常勤

※事務職員は、介護支援専門員1名（常勤換算）につき月換算24時間以上

（3）サービス提供の時間帯

営 業 日	営 業 時 間 帯
平 日・土曜日	8：30～17：30
営業しない日	日曜日・元旦

4 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡・調整
- (3) サービス実施状況の評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に対する協力・援助
- (7) 相談業務

5 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

要介護度	要介護 1・2	要介護 3～5	CM 1 名につき受持プラン数
金 額	11,088円	14,406円	45 件未満
	5,554円	7,187円	45 件以上 60 件未満
	3,328円	4,308円	60 件以上

(2) 加 算(詳細は「別紙1」参照)

- ・初回加算 ・入院時情報連携加算 ・退院・退所加算
- ・通院時情報連携加算
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算

(3) 交通費

3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

6 キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約(契約終了希望日の7日前までにご連絡ください。)することができ、一切料金はかかりません。

ただし、事前に連絡がなく他の居宅介護支援事業者と同時に契約し、介護計画が作成されている場合は下記の解約料をいただきます。

前項目5(1)、(2)の法定代理受領ができなくなった料金に準じます。

7 緊急時の対応

サービス提供中に事故・急変等が発生した場合は、事業者の事故マニュアルに沿って迅速に対応します。

また家族・介護支援専門員・市町村・保険者へ必要に応じて連絡・情報提供を行い事故等の再発防止に努めます。

緊急連絡先

かかりつけ医	病院名	電話番号
緊急連絡先 1	氏名	電話番号
緊急連絡先 2	氏名	電話番号

8 医療との連携

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、下記記載の事業所名・担当ケアマネジャーの氏名を入院先医療機関にお伝え下さい。

事業所名	倫尚園在宅介護支援センター
担当ケアマネジャー	

9 公正中立なケアマネジメントの確保

契約は利用者の意思に基づいたものであり、公正中立なケアマネジメントを確保する為、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・複数の事業所の紹介
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由

を求めることが出来ます。

10 利用者の方へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

11 個人情報保護について

事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、基本規則等に従い、個人情報の保護を図ります。

12 身体拘束等適正化について

事業者は、原則として利用者に対し、生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等及びその他の行動を制限することはありません。

13 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

- 2 利用者、その家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

14 虐待防止の為の措置

事業者は、虐待防止の為の措置として必要な措置を講じます。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ②虐待防止の為の指針を整備します。
- ③職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④サービス提供中に、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見又は相談を受けた場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15 衛生管理及び感染症対策

事業者は、職員の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生又はまん延しない為に必要な措置を講じます。

- ①感染予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ②感染予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③感染予防及びまん延防止の為の定期的な研修及び訓練を実施します。

16 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害発生時において、サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練を実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 損害賠償責任保険

賠償すべき万一の事故が発生した場合に備え、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険 ● 基本補償（対人賠償・対物賠償・受託物賠償）

18 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業者 ご利用相談窓口	窓口担当者 橋本 小幸 ご利用時間 毎日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 午前8時30分～午後5時30分 面接 午前8時30分～午後5時30分 苦情箱（事務所に設置）
-----------------	--

★次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談 コーナー (介護保険担当)	所在地	門司区清滝一丁目1-1
	電話番号	093-331-1894
	所在地	小倉北区大手町1-1
	電話番号	093-582-3433
	所在地	小倉南区若園五丁目1-2
	電話番号	093-951-4127
	所在地	若松区浜町一丁目1-1
中間市民生部 介護保険課	電話番号	093-761-4046
	所在地	八幡東区中央一丁目1-1
直方市役所 保険課	電話番号	093-671-6885
	所在地	八幡西区黒崎三丁目15-3
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	電話番号	093-642-1446
	所在地	戸畑区千防一丁目1-1
福岡県運営適正化 委員会	電話番号	093-871-4527
	所在地	中間市中間1丁目1-1
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	電話番号	093-246-6283
	所在地	直方市殿町7番1号
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	電話番号	0949-25-2390
	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
福岡県運営適正化 委員会	電話番号	092-642-7859
	所在地	春日市原町3丁目1番地7
福岡県運営適正化 委員会	電話番号	092-915-3511
	所在地	

19 事業者（法人）概要

名称・法人種別	社会福祉法人 倫尚会	
代表者名	浦部 倫太	
法人所在地・連絡先	北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号 TEL：093（617）5773 FAX：093（618）8455	
法人運営事業所	サービスの種類	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム倫尚園	特別養護老人ホーム	4070700119
	短期入所生活介護	
倫尚園デイサービスセンター	通所介護	4070700127
倫尚園在宅介護支援センター	居宅介護支援	4070700028
倫尚会ホームヘルプステーションオアシス	訪問介護	4070700358
特別養護老人ホーム第二倫尚園	地域密着型特別養護老人ホーム	4070701695
グループホーム倫尚園	認知症対応型老人 共同生活介護	4070701760
養護老人ホーム倫尚園	養護老人ホーム	—

「別紙 1」 各加算内容および算定要件

加算項目	加算単位	算 定 要 件
初回加算	3 0 0	初回及び要介護状態区分が 2 段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携 加算（Ⅰ）	2 5 0	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携 加算（Ⅱ）	2 0 0	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算	連携 1 回カンファ無 4 5 0 カンファ有 6 0 0 連携 2 回カンファ無 6 0 0 カンファ有 7 5 0 連携 3 回カンファ有 9 0 0	退院又は退所に当って病院等の職員と利用者に関する連携を行った場合
通院時情報 連携加算	5 0	利用者が医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の必要な情報の提供を行い、医師等からも必要な情報提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	2 0 0	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケア マネジメント 加算	4 0 0	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し 2 4 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号

事業者名 倫尚園 在宅介護支援センター

管理者名 橋 本 小 幸 印
(指定番号 4070700028)

<説明者>

所 属 倫尚園 在宅介護支援センター

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 印